

役員報酬規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人C-BRASSウインドオーケストラ(以下「本法人」という)定款第27条の規定に基づき、代表理事、および理事、ならびに監事の報酬等の支給について定めることを目的とする。

第2条（報酬）

理事および監事の報酬は無報酬とする。ただし、業務執行理事については、報酬等を支給することができる。

2. 業務執行理事の報酬額については、社員総会で決定する。ただし、本人の都合による減額はこれを妨げない。

3. 社員総会で決定した業務執行理事の報酬額は、月々支給する。

第3条（報酬等の辞退）

業務執行理事は、報酬を辞退することができる。

第4条（支払い）

第2条2項に定める報酬の支給については、翌月末日に支給する。

2. 支払い方法は本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

第5条（月額報酬額の改定）

月額報酬の改定の必要がある場合には、社員総会で決定する。

第6条（役員賞与、退職慰労金等）

役員賞与が発生する場合は、社員総会で内容を決定する。なお、退職慰労金の支給は行わない。

2. 役員賞与は、短期業績賞与として支給する。

3. 役員は、賞与を辞退することができる。

第2章 雑則

第7条（委任）

この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1. 本規程は、理事会の決議により改定することができる。

2. 本規程は令和5年7月6日から施行する。